

令和6年能登半島地震に係る転入学の特別措置に関するQ & A

高知県教育委員会

問1 令和6年能登半島地震に係る転入学の特別措置とはどのようなものですか。

回答 この度の令和6年能登半島地震では、甚大な被害がありました。どのような状況であろうと、子どもたちの学ぶ権利を保障していく見地から、高知県立高等学校においても、被災地域の生徒の転入学について、柔軟に受け入れを進めていこうとするものです。

問2 高知県立高等学校のことをよく知りませんが、転入先の高等学校はどうなりますか。

回答 今回の転入学の特別措置は、一時的な転入学であると考えていますので、転入先の高等学校については、転入学を希望している生徒と面接のうえ、高知県教育委員会が決定します。

問3 在籍していた高等学校に戻ることはできますか。

回答 転入学の手続きは必要になりますが、地元の高等学校に戻ることはできます。今回の転入学は特別措置であり、一時的な転入学であると考えていますので、地元に戻ることができるようになりましたら、その時に在籍する高等学校に相談してください。

問4 転入学の特別措置で高知県立高等学校へ転入学するためには、どのような手続きが必要ですか。

回答 転入学を希望する方が、高知県教育委員会に転入学願書を提出するだけです。面接の日時や場所については、出願された方に高知県教育委員会から直接連絡し、調整します。

なお、転入学願書は、令和6年能登半島地震に係る転入学の特別措置の実施要項として、高知県教育委員会事務局高等学校課ホームページに掲載しています。

問5 転入学をするに当たって試験はありますか。

回答 今回の転入学の特別措置は、被災地域の生徒の就学機会を確保するための措置ですので、一般的な転入学で行われる転入学試験は実施せず、柔軟に対応したいと考えています。

問6 一家転住でなければ、転入学することができませんか。

回答 一家転住でなくても、転入学することができます。今回の転入学は特別措置ですので、祖父母や親せきの方など、高知県在住の方が保証人となれば、転入学することができます。

また、保証人になってくれる方が高知県にいない場合には、高等学校課に相談してください。

問7 入学手数料や入学金について、補助制度はありますか。

回答 入学手数料と入学金については、免除します。

問8 一時的な転入学に対して、教科書や教材の補助制度はありますか。

回答 教科書につきましては、現在、高等学校が保有する教科書等の活用も含めて、その対応を検討していきます。

また、奨学金等の活用も考えられますので、高等学校課に相談してください。